

○議員視察の調整に係る取扱基準

(平成21年10月6日制定)

(平成22年4月1日改正)

(平成28年4月1日改正)

神奈川県議会議会局政策調査課（以下「政策調査課」という。）における議員視察の調整に係る取扱いは、次のとおりとする。

(対象)

- 1 議員が議会活動に資するために行う任意の視察とし、議会における議員の派遣及び委員会派遣については、地方自治法及び委員会条例の定めるとおりとする。

(調整内容)

- 2 議員視察は、原則として議長名による依頼文をもって視察先へ依頼する。
- 3 政策調査課による調整は、2に掲げるほか日程調整とし、交通手段、宿泊の手配などは行わない。
- 4 議会会期中の審議期間は、原則として視察の調整を取り扱わない。

(施設による区分)

- 5 県関係施設（第三セクター等含む。）については、原則として議員が担当局の書記へ依頼し調整を行う。ただし、対象施設が複数局にまたがる場合には、政策調査課を通じて調整することとし、政策調査課は、議員と各担当局の書記との打ち合わせ日程の調整を行うものとする。
- 6 県外その他の施設に係る取扱いは、次のとおりとする。
  - (1) 政策調査課が該当施設との日程調整を行い依頼文を送付する。
  - (2) 同時期での視察場所の重複を避けるため、原則として視察予定日の20日前までに政策調査課へ依頼する。

附 則

この基準は、平成21年10月6日から施行する。

附 則

この基準は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成28年4月1日から施行する。